

宮 城 県 登 米 市
財 産 貸 付 一 般 競 争 入 札 案 内 書
(貸 付 条 件 付) 案 内 書
(令和 7 年 10 月実施)

宮 城 県 登 米 市 役 所
総 務 部 総 務 課 財 産 係

目 次

一般競争入札物件	2
一般競争入札の流れ	3
一般競争入札実施要領	4
入札心得	9
入札物件概要	11
賃貸借契約書	25
【 一般競争入札申請様式 】	
• 一般競争入札参加申込書	31
• 定期建物賃貸借の事前説明書(物件 1、2) …	32
• 委任状（入札代理用）	34
• 入札書	35
• 入札保証金還付(振込)依頼書	36
• 市有財産借受申請書	37
• 委任状（借受申請・賃貸借契約等の手続き用）	38

一 般 競 争 入 札 物 件

番号	区分	所 在	地目等	貸付面積 (図上面積)	最低貸付価格 (年額)	貸付 期間
物件 1	土地 建物	登米市迫町佐沼字 天神前 30 番 4 の一部	宅地 軽量鉄骨造	203.00 m ² 98.28 m ²	200,000 円	5 年

貸 付 条 件

- (1) 契約締結前に隣接する現貸付者へ協議し、同意が得られた場合のみ契約を締結する。

一 般 競 争 入 札 物 件

番号	区分	所 在	地目等	貸付面積 (図上面積)	最低貸付価格 (年額)	貸付 期間
物件 2	土地	登米市迫町新田字 小友 65 番 1 の一部	宅地	587.28 m ²	125,000 円	5 年
	建物	登米市迫町新田字 小友 65 番地 1 (事務所) 登米市迫町新田字 小友 65 番地 1 (トイレ) 登米市迫町新田字 小友 65 番地 1 (車庫)	木造	46.40 m ² 9.24 m ² 21.09 m ²		

貸 付 条 件

- (1) 花壇の維持管理のために必要な場合は、管理者等の敷地内への立入を認めること。

一 般 競 争 入 札 の 流 れ

令和7年9月1日（月）から 令和7年9月19日（金）まで	一般競争入札案内書の交付及び 参加申込書の受付
↓	
令和7年9月10日（水） 物件1：午前10時30分から正午まで 物件2：午後1時30分から午後3時まで	現地説明会（参加は任意） ※ 参加をご希望される方は、令和7年9月8日（月）までに登米市総務部総務課財産係までご連絡ください。 ※ 連絡がない場合、現地説明会は開催しません。 ※ 現地説明会に参加しなくても入札に参加できます。
↓	
令和7年9月22日（月）まで	入札保証金の納付 各自が入札を行う金額の100分の5以上 （円未満切り上げ）
↓	
令和7年9月25日（木）	入札参加資格確認通知書送付
↓	
令和7年10月1日（水） 物件1：午前10時から （受付開始 午前9時30分から） 物件2：午前11時から （受付開始 午前10時30分から）	入札 登米市役所迫庁舎 2階 情報公開室 （入札参加資格確認通知書持参）
↓	
入札日と同日落札	落札者から市有財産借受申請書の提出 申請書の提出は令和7年10月14日（火）まで
↓	
令和7年10月31日（金）まで	契約の締結
↓	
貸付開始	市有財産借受申請書に記載の期日より、貸付が開始となります。 貸付料は市の指定する方法で納めていただきます。
↓	
貸付期間満了通知	貸付期間満了の1年～6か月前に、期間満了の通知を送付いたします。

↓

貸付期間満了	更新されることなく、期間満了により確定的に契約は終了します。 ただし、市と協議の上、本契約期間の満了の日の翌日を始期とする新たな貸貸借契約を締結することができます。
--------	---

一 般 競 争 入 札 実 施 要 領

1 入札参加者の資格及び入札の参加方法等

(1) 入札参加者の資格

次に該当する者は、入札参加資格を有しない。

- ① 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者（契約締結のために必要な同意を得ている被補助人、被保佐人又は未成年者を除く。）及び破産者で復権を得ていない者
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- ③ 次の各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - イ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ウ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - エ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - オ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ④ 国税、県税及び市税を滞納している者
- ⑤ 公有財産事務に従事する市の職員

(2) 入札参加者の資格の確認

- ① 入札に参加を希望する方は、一般競争入札参加申込書（以下「申込書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けてください。
なお、期限までに申込書を提出しない方又は入札参加資格がないと認められる方は、入札に参加することができません。
- ② 入札参加資格の確認は、申込書の提出をもって行うものとします。
- ③ 入札参加資格の確認後、入札参加資格の有無を入札参加資格通知書により通知します。なお、入札参加資格を有しない者については、その理由を付して通知するものとします。
- ④ 入札参加資格を有しないとされた者は、当該通知を受けた日から起算して3日以内に、書面をもって市に説明を求めることができます。
- ⑤ 上記の求めがあった場合において、当該請求に理由がないと認める場合にあっては

速やかに文書によりその旨を回答し、当該請求に理由があると認める場合にあっては入札参加資格を有する者として当該入札に参加させる旨を通知します。

(3) 財産貸付一般競争入札案内書の交付期間及び方法

令和7年9月1日(月)～令和7年9月19日(金)までの土曜日、日曜日、祝日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで、登米市役所総務部総務課財産係(迫庁舎2階)において交付します。または、登米市ホームページからダウンロードしてください。

(4) 提出書類

◇一般競争入札参加申込書(使用印鑑は印鑑登録のあるもの)

◇添付書類(各証明書は発行後3ヶ月以内のものを添付してください。)

- 個人 ①住民票、②印鑑証明書、③本籍地の市町村長の発行する身分証明書、④身分証(運転免許証、健康保険被保険者証の写し等)、⑤国、県及び市税の納税証明書(各1通)⑥定期建物賃貸借契約の事前説明書(申込物件分)

※③の身分証明書は④の運転免許証等の写しではありません。

- 法人 ①法人登記簿謄本、②代表者の印鑑証明書、③国、県及び市税の納税証明書(各1通)④定期建物賃貸借契約の事前説明書(申込物件分)

※ 複数の物件に対して参加申込みする場合は、2枚目以降の参加申込書に添付する書類を省略できるものとします。

(5) 申込書の提出期間、場所及び方法

令和7年9月1日(月)～令和7年9月19日(月)までの土曜日、日曜日、祝日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までに、登米市役所総務部総務課財産係まで持参してください。

《提出先》

- ・ 登米市役所 総務部 総務課 財産係(迫庁舎2階)
- ・ 〒987-0511 宮城県登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1
- ・ 電 話 0220-22-2091(内線1431)
- ・ F A X 0220-22-3328

(6) 入札保証金

① 入札に参加される方は、各自の入札を行う金額の100分の5以上(円未満切り上げ)に相当する金額の入札保証金が必要です。

② 入札保証金は、令和7年9月22日(月)までに、登米市が指定する銀行口座に振り込んでいただきます(振込手数料は入札参加者の負担となります)。

(注) イ 落札されなかった方の入札保証金は、入札終了後還付します。

ロ 落札者の入札保証金は、貸付契約締結後、還付します。

ハ 納付を受けた入札保証金を還付する場合は、利息を付しません。

- ニ 落札者が、登米市が指定した日までに契約を締結されない場合、落札は無効となり入札保証金は登米市に帰属し還付できませんので、ご注意ください。

《入札保証金振込先》

金融機関名 みやぎ登米農業協同組合 本店
 口座番号 普通 〇〇〇〇〇五三
 口座名 登米市会計管理者（トモカケカシヤ）

2 入札

（１）入札の日時、場所

	日 時	場 所
物件 1	令和 7 年 10 月 1 日（月）午前 10 時から （受付開始 午前 9 時 30 分から）	登米市役所迫庁舎 2 階 情報公開室
物件 2	令和 7 年 10 月 1 日（月）午前 11 時から （受付開始 午前 10 時 30 分から）	

- （注）イ 入札心得を十分お読みのうえご参加ください。
 ロ 受付は、入札開始時間の 30 分前から行います。
 ハ 入札時間に遅れると入札に参加できませんので、ご注意ください。

（２）入札時の持参品等

- ◇入札参加資格通知書（市役所から発送した通知書）
- ◇印鑑（入札書と同一の印鑑）
- ◇銀行の振込み受付書等入札保証金を振り込んだことを証明する書類
- ◇入札保証金還付（振込）依頼書
- ◇委任状（代理人の場合のみ）

（３）入札の方法

- ① 入札者は、入札書を作成し、指定の日時に指定の場所に持参し提出しなければなりません。郵送による入札は認めません。
- ② 一旦提出した入札書は、引き換え、変更又は取消することができません。
- ③ 代理人をもって入札する場合は、入札前に委任状を入札の執行を担当する職員に提出しなければなりません。
- ④ 開札は、入札締切後直ちに行います。
- ⑤ 入札回数は、1 回とします。

（４）入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- ① 入札に参加する資格がない者の入札、又は委任状を提出していない代理人の入札
- ② 記名押印がない入札
- ③ 金額を訂正した入札又は入札金額その他必要事項を確認しがたい入札
- ④ 同一入札事項について同一人が同時に 2 通以上の入札書を提出した入札
- ⑤ 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札

- ⑥ 最低入札価格に達しない金額での入札
- ⑦ 入札に関し、不正の利益を得るために連合その他の不正の行為をした者の入札
- ⑧ 入札関係職員の指示に従わない者、入札会場の秩序を乱した者の入札

(5) 落札者の決定

- ① 最低入札価格以上の価格で入札した方のうち、最高の価格をもって入札した者を落札者とします。
- ② 上記に該当する者が2人以上あるときは、直ちにくじ引きによって落札者を決定します。

3 契約の締結等

(1) 市有財産借受申請書の提出

落札者の方には、落札後速やかに市有財産借受申請書（使用印鑑は印鑑登録のあるもの）を提出していただきます。

(2) 貸付料

貸付料は、落札が決定した入札書記載の価格となります。

(3) 賃貸借契約の締結

賃貸借契約の締結は、令和7年10月31日（金）までに行います。

(4) 契約保証金

契約保証金は免除とします。

4 貸付の期間

- ① 貸付の期間は5年とします。
- ② 物件1及び物件2については、借地借家法第38条の規定に基づく定期建物賃貸借契約となります。更新されることなく、期間満了により確定的に契約は終了します。ただし、市と協議の上、本契約期間の満了の日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約を締結することができます。
- ③ 貸付に係る準備期間及び期間満了に伴う原状回復期間は貸付の期間に含まれます。

5 貸付料の支払い方法

支払方法は、以下の通りになります。

- (1) 年1回、市の指定する方法により、契約書に記載の貸付料を納付いただきます。

6 その他

- (1) 使用上の制限を下記の通りとします。

- ① 騒音、悪臭、粉塵、土壌汚染、汚水の垂れ流し、特別管理産業廃棄物等の保管等著しく近隣環境を損なうことが予想される用途に使用できない。
- ② 政治又は宗教的な用途に使用することはできない。
- ③ 風俗営業の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122条)第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗特殊営業その他これらに類する業

の用に供し、若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律77条)第2条第2号に規定する暴力団の事務所等の敷地の用に供し、又はこれらの用に供する目的で第三者に貸し付けることはできない。

- ④ その他、登米市が不適切と判断する用途に使用することはできない。
- ⑤ 上記に違反した場合には、契約を解除するものとする。

(2) 契約締結後、貸付物件の種類、品質、数量に関して契約の内容に適合しない状態があることや、予期せぬ地中埋設物等を発見しても、原則として貸付代金の減免請求若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできません。

(3) 入札物件は、事業により予告なく入札を変更し、又は中止することがあります。なお、この場合、入札に参加した費用(調査費等)は補償しません。

【当該入札物件に関するお問い合わせ先】

宮城県登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1
登米市役所(迫庁舎2階) 総務部総務課財産係
電話：0220-22-2091(総務課直通)

入 札 心 得

- 第1条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、一般競争入札実施要領（以下「実施要領」という。）、本入札心得、入札物件概要及び契約書を熟覧し、現場を確認の上入札してください。この場合において図面及び契約書案等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができます。
- 2 入札書は、代理人により入札させるときは、その委任状を提出させてください。
- 3 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理を立てることはできません。
- 第2条 現物と公示数量が符合しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒むことはできません。
- 第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。
- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。
- 第4条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することが出来ないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくは取りやめることがあります。
- 第5条 入札者は、令和7年9月22日（月）までに入札保証金として、入札金額の100分の5以上（円未満切り上げ）に相当する金額を登米市が指定する口座に振り込まなければなりません。
- 第6条 入札書には、入札件名、入札金額、入札年月日並びに入札者の住所及び氏名（法人の場合は、その名称及び代表者の氏名）を記載し、入札者の印（法人の場合は、社印及び代表者の印）を押印してください。ただし、代理人による場合は、被代理人の住所、氏名を代理人欄に記載し、代理人が記名押印してください。
- 第7条 入札参加者は、入札書をいったん提出した後は、開札の前後を問わず、引き換え、変更又は取消しをすることはできません。入札者の意思表示の内容は、入札書に表示された文字により判断しますから、見積誤り、書き誤り、その他の動機等の錯誤等を理由として入札の無効を主張することはできません。
- 第8条 次の各号の一に該当する場合は、当該入札者の入札は無効とします。
- 1 実施要領1の(1)により、入札参加資格のないものが入札したとき。
 - 2 一般競争入札参加申込書を提出していないとき。
 - 3 第5条に定める入札保証金の払込みを、登米市が指定する期日までに完了しなかったとき。
 - 4 入札金額を記載していない又は入札金額が訂正されているとき。
 - 5 入札書に記名又は押印のいずれかを欠くとき。
 - 6 入札書の内容が誤字又は脱字等により意思表示が不明瞭のとき。
 - 7 委任状を入札前までに提出していない代理人が入札したとき。
 - 8 2通以上の入札書をもって入札したとき。
 - 9 明らかに連合によると認められるとき。

- 10 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をしていると認められるとき。
 - 11 入札に際し、他人の競争を妨げ又は係員の職務の遂行を妨害したとき。
 - 12 その他の入札に関する条件に違反したとき。
- 第9条 開札は、入札終了後直ちに、入札者の面前で、最高価格入札者及びその入札金額のみを公表します。
- 第10条 有効な入札をした者のうち、最低入札価格以上で最高の価格の入札をした者を落札者とします。
- 第11条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定します。
- 2 前項の場合において、当該入札者のうち出席しない者、又はくじを引かない者がある場合は、入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。
- 第12条 入札保証金は、落札されなかった方については入札終了後還付します。なお、事務手続き上、還付までに20日程度を要し、振込口座は入札保証金還付（振込）依頼書のとおりとします。
- 2 落札者の入札保証金は、契約締結後に返還します。
- 第13条 落札者は、交付された契約書の案に登米市が指定した日までに契約を締結しなければなりません。
- 2 落札者が前項に規定する期間までに契約を締結しない場合には、その落札は無効となります。
- 第14条 契約保証金は免除とします。
- 第15条 入札をした者は、入札後、実施要領、本入札心得、入札物件概要及び契約書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。
- 第16条 本心得に定めのない事項は、すべて登米市の規程の定めるところにより処理します。

入 札 物 件 概 要

- 1 本物件概要は、入札参加者が現地を確認される上での参考資料です。
- 2 物件に関し、**本市は隣接者などとの交渉や手続きは行いません。**
- 3 物件の**埋設物調査、地盤調査及び土壌調査は行っていない。**
- 4 必ず事前に現地を確認してください。

物件の位置図



物件 1
(登米市迫町佐沼字天神前 30 番 4)

登米市役所

北海道地図株式会社
仙台支店

0 100 200 300 400 500 m

1:12500

「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の25万分の1地形図を使用した。(承認番号 平35情使 第72-GISMAP41124号)」

物件の位置図



物件 2
(登米市迫町新田字小友 65 番 1)

登米市役所

北海道地図株式会社
仙台支店

0 100 200 300 400 500 m
1:12500

「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の25万分の1地形図を使用した。(承認番号 平35情使 第72-GISMAP41124号)」

物 件 概 要

【土地・建物】					
物件番号	1	所在地	登米市迫町佐沼字天神前 30 番 4 の一部		
土地貸付面積	203.00 m ²		地 目	宅 地	
建物貸付面積	98.28 m ²		建物構造	軽量鉄骨造	
最低貸付価格(年額)			200,000 円		
接面道路 の状況	北側に山下前・一本杉線				
法令等による 制限	都市計画区域内(商業地域) 建ぺい率：80% 容積率：400%				
私道等の負担に関する 事項		負担の有無	無		
供 給 処 理 施 設 状 況	区 分	利用可能な施設	配管等の状況	事業者名	
				電話番号	
	電 気	東北電力	有	東北電力（コールセンター）	
				0120-175-466	
	ガ ス	プロパンガス	無		
	上水道	登米市上下水道部	有	登米市水道お客様センター	
				0120-023-151	
下水道	登米市上下水道部	有	登米市上下水道部下水道施設課		
			0220-52-3320		
地勢など		・ 浸水想定区域内、土砂災害警戒区域外（詳細は登米市 HP にて確認してください。） ・ 敷地北側市道に約 12m接しています。 ・ 敷地内に家屋が 1 棟あるが、廃屋状態となっており、利用できません。 ・ 現在倫理法人会に貸付を行っている物件であり、現貸付者の未利用部分を貸付するものです。 ・ 建物内にある物品は、利用可能です。			
現地までの交通 機関		・ 市民バス（登米市役所前停留所）から約 0.6 km ・ 三陸自動車道（登米 I C）から約 7.1 km ・ JR 東北本線（新田駅）から約 8.9 km			
・ 登米市民病院へ 約 0.4 km ・ 登米市役所迫総合支所へ 約 0.6 km ・ 佐沼小学校へ 約 0.8 km ・ 佐沼中学校へ 約 1.2 km ・ 佐沼警察署へ 約 1.0 km					

物件2 迫町佐沼字天神前 30 番 4 の一部（現地写真）



※ 赤線内が概ねの貸付面積で黄線内が建物です。

（現地写真）

①



②



③



④



《公図・登記簿等》

物件2 登米市迫町佐沼字天神前 30 番 4 (土地登記簿)

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成6年11月24日	不動産番号	3727000076313
地図番号	(E1)14	筆界特定	[余白]		
所 在	登米郡迫町佐沼字天神前				[余白]
登米市迫町佐沼字天神前				平成17年4月1日行政区画変更 平成17年8月19日登記	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
30番4	宅地	648 62		30番から分筆 〔昭和44年7月4日〕	
[余白]	[余白]	[余白]		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成6年11月24日	
[余白]	[余白]	649 40		③錯誤 〔平成24年12月11日〕	
[余白]	[余白]	596 12		③30番4、30番6に分筆 〔平成24年12月11日〕	

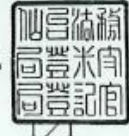
権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和44年7月2日 第3492号	原因 昭和30年4月1日合併による承継 所有者 登 米 郡 迫 町 順位1番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成6年11月24日
2	所有権移転	平成18年1月11日 第124号	原因 平成17年4月1日合併による承継 所有者 登 米 市



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和7年7月11日
仙台法務局登米支局 登記官 及 川 貴 也

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を示すものではない。
* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。 整理番号 D14204 (4/5)



(建物登記簿)

公用

宮城県登米市迫町佐沼字天神前30-4

全部事項証明書

(建物)

表題部	(主である建物の表示)	調製	平成6年11月24日	不動産番号	3727000111163
所在図番号	[余白]				
所在	登米郡迫町佐沼字天神前 30番地4			[余白]	
	登米市迫町佐沼字天神前 30番地4			平成17年4月1日行政区画変更 平成17年8月19日登記	
家屋番号	30番4			[余白]	
①種類	②構造	③床面積㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	
荷捌場	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	179	19	昭和53年9月18日新築	
[余白]	[余白]	[余白]		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成6年11月24日	

表題部	(附属建物の表示)				
符号	①種類	②構造	③床面積㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕
1	物置	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	33	12	[余白]

権利部(甲区)(所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	昭和54年2月13日 第1365号	所有者 登米郡迫町佐沼字天神前30番地 登米郡養蚕農業協同組合連合会 順位1番の登記を移記
2	所有権移転	平成6年6月23日 第5887号	原因 平成6年4月11日合併 所有者 仙台市青葉区上杉一丁目4番23号 宮城県養蚕農業協同組合連合会 順位2番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成6年11月24日
3	所有権移転	平成7年5月23日 第4541号	原因 平成7年4月1日贈与 共有者 登米郡米山町善王寺大久保73番地の2 持分3分の1 千葉正見 登米郡米山町中津山宇追土地15番地 3分の1 千葉良喜 登米郡登米町小島西針田160番地 3分の1 佐藤俊朗
4	共有者全員持分全部移転	平成17年2月4日 第795号	原因 平成17年1月9日寄付 所有者 登米郡迫町

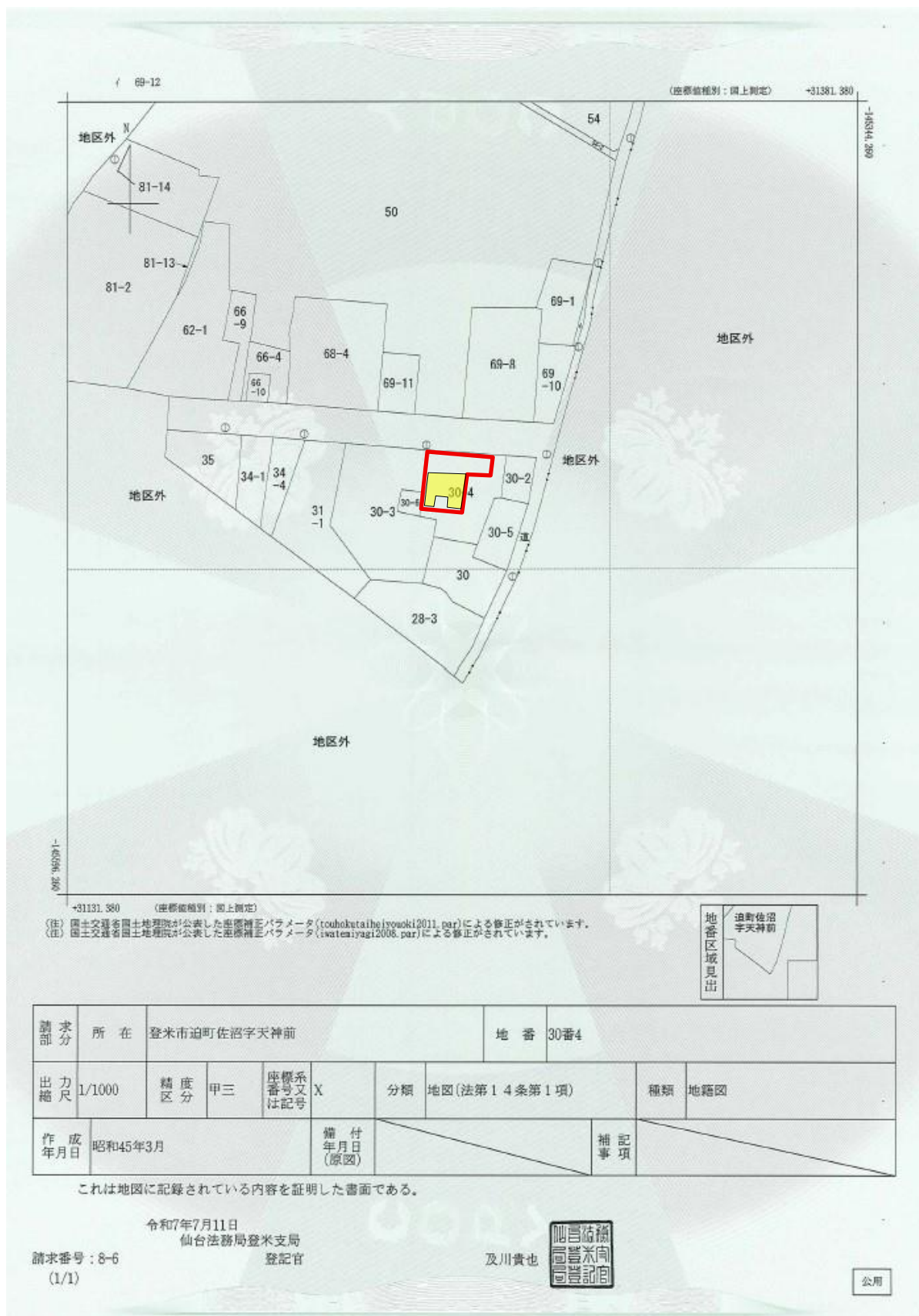
* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

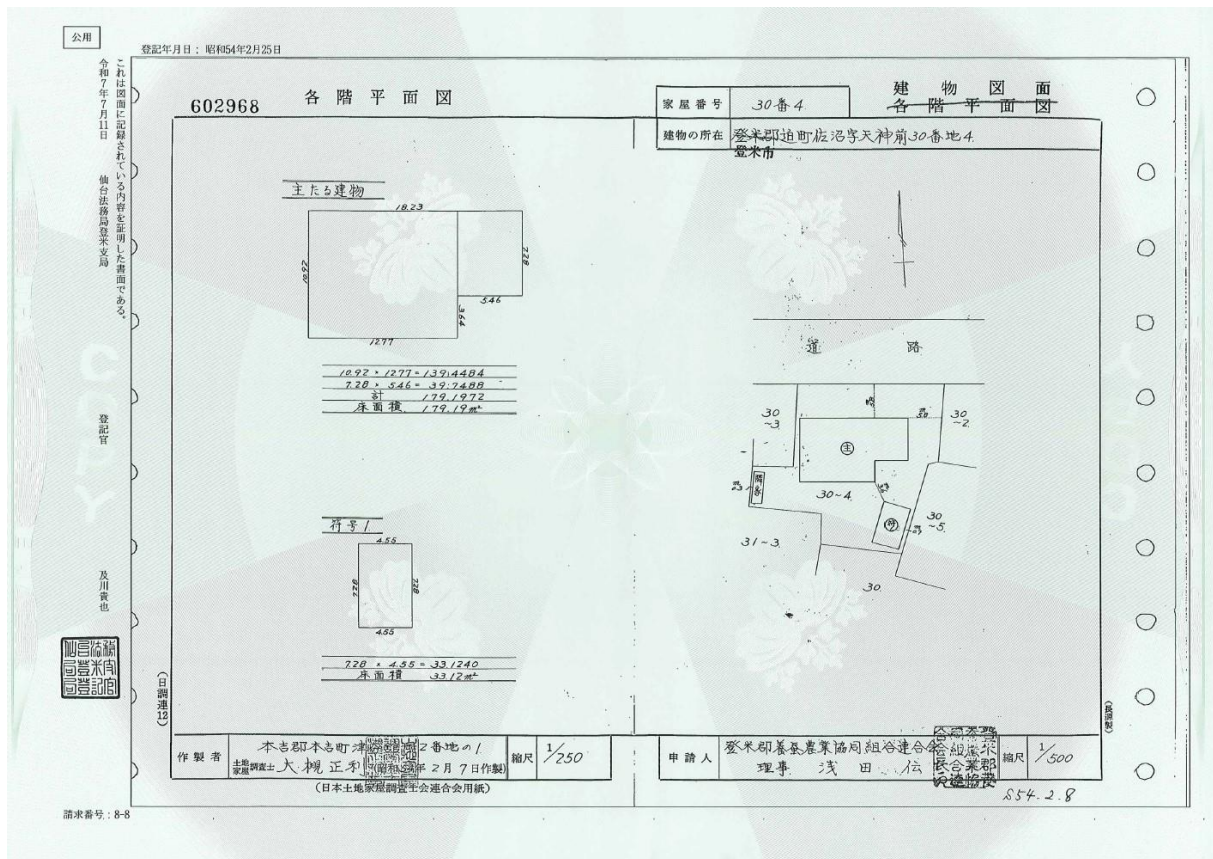
* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D14204 (5/5) 1/2

(公図)



(建物平面図)



物 件 概 要

【土地・建物】						
物件番号		2	所在地	登米市迫町新田字小友 65 番 1 の一部(土地) 登米市迫町新田字小友 65 番地 1		
土地貸付面積		587.28 m ²		地 目	宅地	
建物貸付面積		46.40 m ² (事務所) 9.24 m ² (トイレ) 21.09 m ² (車庫)		建物構造	木造	
最低貸付価格(年額)				125,000 円		
道路の状況		北西側に新田支所線 北東側に支所線				
法令等による制限		都市計画区域外				
私道等の負担に関する事項		負担の有無		無		
供給処理施設状況	区 分	利用可能な施設	配管等の状況	事業者名		
				電話番号		
	電 気	東北電力	有	東北電力（コールセンター） 0120-175-466		
				ガ ス	プロパンガス	無
	上水道	登米市上下水道部	有			
				下水道	登米市上下水道部	有
	地勢など		・ 浸水想定区域内、土砂災害警戒区域外（詳細は登米市 HP にて確認してください。） ・ トイレは外にあり、通水後利用可能です。 ・ 本物件は旧迫消防署新田分遺所として利用されていました。 ・ 敷地内に小友行政区管理の花壇があり貸付範囲には含まれません。 ・ 建物内にある物品については利用可能です。			
	現地までの交通機関		・ 市民バス（新田公民館前停留所）から約 0.1 km ・ 三陸自動車道（登米 I C）から約 16.8 km ・ JR 東北本線（新田駅）から約 2.0 km			
	・ 登米市民病院へ 約 11.1 km ・ 登米市役所迫総合支所へ 約 10.6 km ・ 新田小学校へ 約 0.1 km ・ 新田中学校へ 約 0.1 km ・ 佐沼警察署へ 約 9.8 km					

物件3 登米市迫町新田字小友 65 番 1 (現地写真)



※ 赤線内が概ねの貸付面積で黄線内が建物です。青枠内が貸付対象外の花壇です。

(現地写真)

①



②



③



④



《公図・登記簿等》

物件3 登米市迫町新田字小友 65 番 1(土地登記簿)

公用 宮城県登米市迫町新田字小友 65-1 全部事項証明書 (土地)

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成 6 年 11 月 24 日	不動産番号	3 7 2 7 0 0 0 1 1 3 8 7 2
地図番号	R 3 1	筆界特定	[余白]		
所 在	登米郡迫町新田字小友				[余白]
	登米市迫町新田字小友				平成 17 年 4 月 1 日行政区画変更 平成 17 年 8 月 23 日登記
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
65 番 1	畑	998		[余白]	
[余白]	宅地	644	12	②年月日不詳地目変更 ③65番1、65番6に分筆 国土調査による成果 〔昭和61年4月17日〕	
[余白]	[余白]	[余白]		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成6年11月24日	
[余白]	[余白]	634	88	③65番1、65番7に分筆 〔平成9年1月29日〕	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和61年9月20日 第7923号	原因 昭和55年8月21日贈与 所有者 登米郡迫町佐沼字西佐沼150番地の 5 登米地域広域行政事務組合 順位9番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成6年11月24日
2	所有権移転	平成7年9月27日 第7881号	原因 平成7年9月1日譲与 所有者 登 米 郡 迫 町
3	所有権移転	平成18年1月10日 第121号	原因 平成17年4月1日合併による承継 所有者 登 米 市



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和7年7月11日
仙台法務局登米支局

登記官

及 川 貴 也



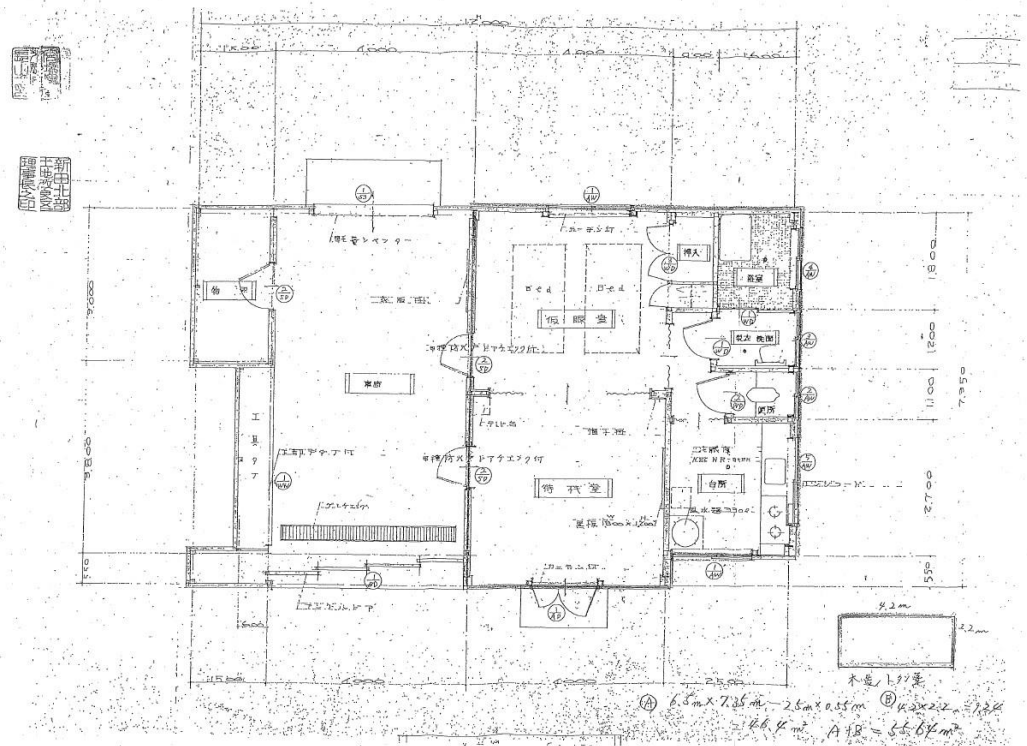
* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、
登記官が職務で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは消事項であることを示す。

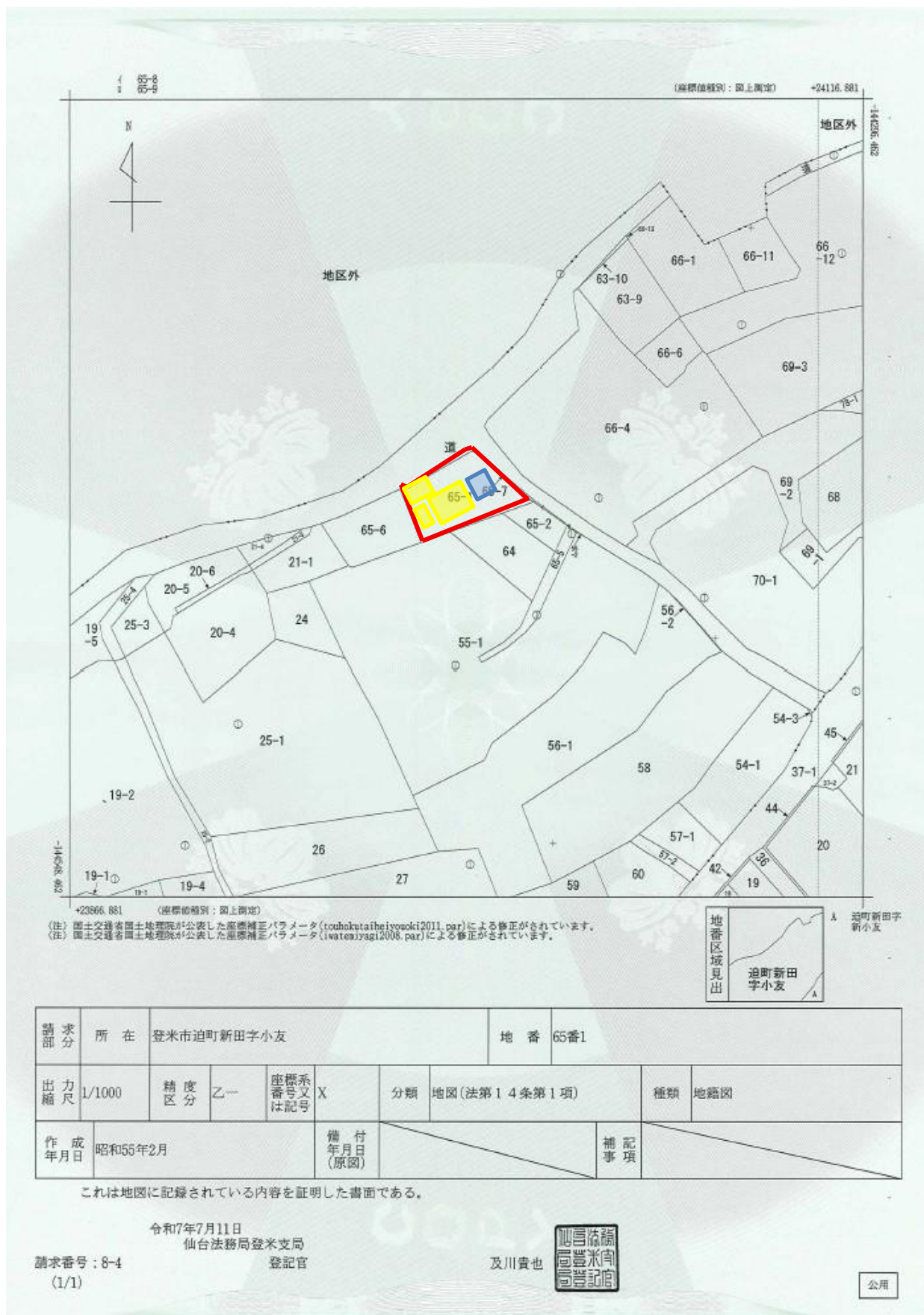
整理番号 D14204 (3 / 5)

1/1

(建物平面図)



(公図)



定期建物賃貸借契約書

貸付人登米市（以下「甲」という。）と借受人（以下「乙」という。）とは、の賃貸借について、次の条項により借地借家法第 38 条に規定する定期建物賃貸借契約を締結し、また、甲と連帯保証人は、次の条項により連帯保証契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（貸付物件）

第 1 条 貸付物件は、次のとおりとする。

【土地】

所在地	区分	数量	摘要
		m ²	

【建物】

所在地	区分	数量	摘要
		m ²	

（別添図面朱線内部分）

（使用目的）

第 2 条 乙は、貸付物件を申請の目的に従い、別添図面のとおり及びその敷地として使用しなければならない。

（貸付期間）

第 3 条 貸付期間は、年 月 日から 年 月 日までとする。

2 本契約は更新されることなく、期間満了により確定的に終了する。ただし、甲及び乙は、協議の上、本契約期間の満了の日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約を締結することができる。

（貸付料）

第 4 条 貸付料の年額は、金 円とする。

（貸付料の支払）

第 5 条 乙は、前条に定める貸付料を甲の発行する納入通知書により指定した期日までに甲に支払わなければならない。

（貸付物件の引渡し）

第 6 条 甲は、年 月 日に貸付物件を乙に引渡すものとする。

（履行遅滞に係る違約金）

第 7 条 甲は、乙が前条に定める期日までに貸付料を支払わないときは、当該金額（その金額に 1, 0 0 0 円未満の端数があるとき、又はその全額が 2, 0 0 0 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 1 4. 6 パーセント（当該納期限の翌日から 1 か月を経過する日までの期間については年 7. 3 パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額（延滞金の確定金額に 1 0 0 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1, 0 0 0 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して徴収する。

（貸付料の改定）

第8条 甲は、貸付物件の価額が著しく上昇したとき、甲が貸付物件につき特別の費用を負担することとなったとき又はその他正当な理由があると認めるときは、貸付料の増額を請求することができる。

(契約不適合の場合の取扱い)

第9条 乙は、本契約締結後において、貸付物件について種類、品質又は数量等に関して契約の内容に適合しないことを発見しても、履行の追完の請求、既払いの貸付料の返還、貸付料の減免の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。ただし、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者の場合において、貸付物件の種類又は品質が契約の内容に適合しないとき、第6条に定める引渡しの日から2年間は、この限りでない。

(権利譲渡等の禁止)

第10条 乙は、甲の承認を得ないで貸付物件の使用権を第三者に譲渡し、当該物件を転貸し、又は当該物件の使用目的を変更してはならない。

(使用上の制限等)

第11条 乙は、貸付物件の区域を明確にするとともに、善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

2 乙が貸付物件を第2条に定める目的に従い使用する上で必要な模様替え、附属施設の設置等をする場合には、あらかじめ甲の承諾を得た上で甲の指示に従い施工するものとし、その費用は乙が負担するものとする。

3 前項の工事により法令による設備の新規改善の必要が生じた場合、その費用は乙が負担するものとする。

(修繕義務等)

第12条 乙は、貸付物件内に修繕が必要である箇所を発見したときは、速やかに甲に通知し、確認を得なければならない。

2 乙は、部分的な修繕については自ら修繕を行わなければならない。

3 甲は、主要構造部分について貸付物件を使用するために修繕が必要である場合、直ちに修繕を行わなければならない。ただし、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。

4 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめその旨を乙に通知しなければならない。乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。ただし、緊急の場合で乙への通知ができない場合は、甲は、乙に事前の通知をせずに貸付物件内に立ち入り、点検及び修繕を行うことができる。

(滅失又はき損等)

第13条 乙は、貸付物件の全部又は一部を滅失又はき損した場合には、直ちに甲にその状況を通知しなければならない。

2 乙は、前項の滅失又はき損がその責めに帰する理由によるものであるときは、自己の負担において現状に回復しなければならない。

3 乙は、第1項の滅失又はき損がその責めに帰することができない理由によるものであるときは、当該滅失又はき損した部分につき甲の承認した割合に応じて貸付料の減免を請求することができる。

(実地調査等)

第14条 甲は、貸付料債権の保全その他の必要があると認めるときは、乙に対し、その業務又は資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若し

くは資料の提出を求めることができる。この場合、乙はその調査を拒み、妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(特別違約金)

第15条 乙は、第10条及び前条に定める義務に違反したときは、違約金として違反した年次の貸付料年額に相当する金額の範囲内で甲の定める金額を支払わなければならない。ただし、その違反するに至った理由が乙の責めに帰することができないものであると甲が認めるときは、この限りでない。

2 前項に規定する違約金は、第20条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(契約の終了)

第16条 甲は、貸付期間の満了の1年前から6か月前までの間（以下、通知期間という）に、乙に対し、貸付期間の満了により本契約が終了する旨を書面により通知するものとする。

2 甲は、前項の通知をしなかったときは、乙に対して本契約の終了を主張できず、乙は期間満了後も本件物件を引き続き賃借することができる。

3 甲が、通知期間の経過後、乙に対して貸付期間の満了により本契約が終了する旨の通知をした場合は、その通知の日から6か月を経過した日に、本契約は終了する。

(契約の解除)

第17条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

2 乙は、次の各号の一に該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 第2条に定める目的が失われたとき。

(2) 乙の責めに帰すべき事由によるか否かを問わず、貸付物件が滅失又はき損その他の事由により使用・収益できなくなった場合で、第2条に定める目的を達することができないとき。

3 乙は、第1項及び第2項並びに次条の規定により貸付期間内に契約が解除となった場合は、解除となった日の該当年度に係る年額の賃借料を甲に支払わなければならない。

(暴力団等排除に係る契約の解除)

第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したときは、何ら催告を要せずして、この契約を解除することができる。この場合乙の使用人が乙の業務として行った行為は、乙の行為とみなす。

(1) 登米市暴力団排除条例(平成25年登米市条例第6号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第4号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)であるとき。

(2) 乙の役員等(法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等を利用するなどしていると認められるとき。

(3) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(4) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 乙の役員等が、暴力団若しくは暴力団員等と取引し、又は暴力団若しくは暴力団員等を

不当に利用するなどしていると認められるとき。

(6) 乙の役員等が次に掲げる行為をしていると認められるとき(第三者を利用してする場合を含む。)

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 契約履行に際しての脅迫的な言動又は暴力
- ④ 偽計又は威力を用いて登米市職員等の業務の妨害
- ⑤ ①から④に掲げる行為に準ずる行為

(7) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等に自己の名義を利用させ、この契約を締結したとき。

(8) 乙の役員等が、自ら又は第三者をして本物件を暴力団又は暴力団員等の事務所その他の活動の拠点に供したとき。

(9) 乙の役員等が、本物件に暴力団又は暴力団員等を居住させ、又は反復継続して暴力団又は暴力団員等を出入りさせたとき。

2 乙は、前項の規定によりこの契約が解除されたときは、甲に対し、違約金として売買代金の100分の10相当の金額を支払うものとする。この違約金は第15条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

3 乙は、第1項の規定によりこの契約が解除されたときは、解除により生じる損害について、甲に対し一切の請求を行わないものとする。

(貸付物件の返還)

第19条 貸付期間が満了したとき又は第17条及び前条の規定により本契約が解除となったときは、乙は、貸付物件を甲の指定する期日までに貸付物件内に設置した造作・設備等の撤去、貸付物件の引渡し後に生じた変更箇所、汚損及び損傷個所を原状回復の上、甲に返還しなければならない。ただし、甲が貸付物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

(損害賠償)

第20条 乙は、その責めに帰する理由により貸付物件の全部又は一部を滅失又はき損したときは、当該滅失又はき損による当該物件の損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

ただし、第13条2項の規定により当該物件を現状に回復した場合はこの限りでない。

2 前項に掲げる場合のほか、乙は本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第21条 乙は、貸付期間が満了したとき又は第17条及び第18条の規定により本契約が解除となった場合において貸付物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要経費及びその他の費用があっても、これを甲に請求しないものとする。

(契約の費用)

第22条 本契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、乙の負担とする。

(連帯保証人)

第23条 連帯保証人は、乙と連帯して本契約から生ずる一切の債務を負担するものとする。なお、連帯保証人が個人の場合、連帯保証人が甲に対して負担する債務は、金 円を限度とする。

2 連帯保証人は、次の各号に掲げる資格を有し、かつ甲が承認する者でなければならない。

- (1) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (2) 本契約に係る債務の保証能力を有すること。
- (3) 登米市暴力団排除条例（平成25年登米市条例第6号）第2条第4項に規定する暴力団員等でないこと。

3 乙は、連帯保証人が前項に定める要件を欠くこととなったときは、新たに連帯保証人を立てなければならない。

4 連帯保証人が個人の場合、民法（明治29年法律第89号）第465条の4第1項第3号により連帯保証人の元本が確定したときは、乙又は包括承継人は第1項の極度額を上限として、甲が承認する新たな連帯保証人を立てなければならない。

5 甲の連帯保証人に対する履行請求は、民法（明治29年法律第89号）第441条及び同法第458条の規定にかかわらず、乙に対しても効力を有する。

6 甲は、連帯保証人の請求があったとき、連帯保証人に対し、遅滞なく乙の氏名や所在、連絡先、貸付料の支払状況、延滞金の額、損害賠償の額等、乙のすべての債務に関する情報を提供しなければならない。

（その他）

第24条 本契約に関し、疑義を生じたとき又は定めない事項については、その都度甲乙協議して決めるものとする。

本契約を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び連帯保証人記名押印の上、各自その1通を所持する。

年 月 日

甲（貸付人）

乙（借受人） （住所）

（氏名）

連帯保証人 （住所）

（氏名）

一般競争入札申請様式

- ・一般競争入札参加申込書
- ・定期建物賃貸借の事前説明書(物件1、2)
- ・委任状（入札代理用）
- ・入札書
- ・入札保証金還付（振込）依頼書
- ・市有財産借受申請書
- ・委任状（借受申請・賃貸借契約等の手続き用）

一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

登米市長 熊谷 康 信 殿

住 所
申請人 氏 名
電 話
印

市有財産貸付に係る一般競争入札参加申込書

下記市有財産の貸付に係る一般競争入札に参加したいので、一般競争入札実施要領、入札心得及び賃貸借契約書を承知の上、申し込みます。

番号	区分	所 在	地目等	貸付面積	最低貸付価格	貸付期間
				m ²	円	

1 貸付物件

2 使用目的

3 その他

(1) 添付書類

ア 個人 ①住民票、②印鑑証明書、③本籍地の市町村長の発行する身分証明書、④身分証（運転免許証、健康保険被保険者証の写し等）、⑤国、県及び市税の納税証明書

(各1通)

イ 法人 ①法人登記簿謄本、②代表者の印鑑証明書、③国、県及び市税の納税証明書

(各1通)

ウ 個人法人共通 定期建物賃貸借契約の事前説明書(申込物件分)

定期建物賃貸借契約の事前説明書

令和 年 月 日

貸付人 登米市長 熊谷 康信
(公 印 省 略)

下記の建物及びその敷地について、定期建物賃貸借契約を締結するにあたり、借地借家法第 38 条第 3 項に基づき次のとおり説明いたします。

本契約は、借地借家法第 38 条に規定する定期建物賃貸借契約とし、期間満了後、更新することではなく、確定的に契約を終了します。借受人は期間満了日までに、原状回復の元、貸付人に下記物件を明け渡さなければなりません。その際、自己の費用で付加した造作及び設備があっても、その費用を貸付人に請求することはできません。
※双方の合意があれば再契約を締結することは可能です。

○物件

番号	区分	所 在	地目等	貸付面積	最低貸付価格	貸付期間
物件 1	土地 建物	登米市迫町佐沼字 天神前 30 番 4 の一部	宅地 軽量鉄骨造	203.00 m ² 98.28 m ²	200,000 円	5 年

本契約について、上記の内容について説明を受け、その内容について十分に理解いたしました。すなわち、本契約は更新することなく確定的に契約を終了し、期間満了日まで原状回復の元、貸付人に下記物件を明け渡さなければならず自己の費用で付加した造作及び設備があっても、その費用を貸付人に請求することができない旨について、承知いたしました。

令和 年 月 日

(借受人) 住所

氏名

印

定期建物賃貸借契約の事前説明書

令和 年 月 日

貸付人 登米市長 熊谷 康信
(公 印 省 略)

下記の建物及びその敷地について、定期建物賃貸借契約を締結するにあたり、借地借家法第 38 条第 3 項に基づき次のとおり説明いたします。

本契約は、借地借家法第 38 条に規定する定期建物賃貸借契約とし、期間満了後、更新することではなく、確定的に契約を終了します。借受人は期間満了日までに、原状回復の元、貸付人に下記物件を明け渡さなければなりません。その際、自己の費用で付加した造作及び設備があっても、その費用を貸付人に請求することはできません。

※双方の合意があれば再契約を締結することは可能です。

○物件

番号	区分	所 在	地目等	貸付面積	最低貸付価格	貸付期間
物件 2	土地	登米市迫町佐沼字小友 65 番 1 の一部	宅地	587.28 m ²	125,000 円	5 年
	建物	登米市迫町新田字小友 65 番地 1 (事務所) 登米市迫町新田字小友 65 番地 1 (トイレ) 登米市迫町新田字小友 65 番地 1 (車庫)	木造	46.40 m ² 9.24 m ² 21.09 m ²		

本契約について、上記の内容について説明を受け、その内容について充分に理解いたしました。すなわち、本契約は更新することなく確定的に契約を終了し、期間満了日まで原状回復の元、貸付人に下記物件を明け渡さなければならず自己の費用で付加した造作及び設備があっても、その費用を貸付人に請求することができない旨について、承知いたしました。

令和 年 月 日

(借受人) 住所

氏名

印

委 任 状

令和 年 月 日

登米市長 熊 谷 康 信 殿

下記の者を代理人と定め、入札に関する一切の権限を委任します。

代理人住所 _____
代理人氏名 _____ (印)
(電話) _____

代 理 人 印	
------------------	--

委 任 者

住 所 _____
氏 名 _____ (印)
(電話) _____

番号	区分	所 在	地目等	貸付面積	最低貸付価格	貸付期間
				m ²	円	

(注) 委任者は実印（登録印）を使用し、印鑑証明書を添付してください。

入 札 書

令和 年 月 日

登米市長 熊 谷 康 信 殿

入札者 住 所 _____
氏 名 _____ (印)
(入札者が代理人の場合は、押印は不要)

代理人 住 所 _____
氏 名 _____ (印)

金 _____ 円

ただし、下記物件について一般競争入札実施要領、入札心得及び賃貸借契約書を承知の上入札します。

番号	区分	所 在	地目等	貸付面積	最低貸付価格	貸付期間
				m ²	円	

入札保証金還付(振込)依頼書

令和 年 月 日

登米市長 熊 谷 康 信 殿

住 所 _____
 氏 名 _____ (印)
 電 話 _____

入札参加のため納付した入札保証金 円の還付については、下記銀行口座
 に振込み方依頼します。

記

1 物件

番号	区分	所 在	地目等	貸付面積	最低貸付価格	貸付期間
				m ²	円	

2 振込先

銀 行 名					支 店 名				預金の種類	口座番号
銀行 コード					支店 コード				1 普通預金 2 当座預金	
銀行					支店					
口 座 名					(フリガナ)					

(注)預金の種類は、1・2のいずれかを○で囲んでください。

市 有 財 産 借 受 申 請 書

年 月 日

(あて先)登米市長

申 請 人 住 所

氏 名



連帯保証人 住 所

氏 名



下記の財産を借り受けたいので、貸し付けくださるよう必要書類を添えてお願いします。

記

- 1 所 在 地
- 2 財 産 の 区 分
- 3 面 積 又 は 数 量
- 4 借受目的又は用途
- 5 借 受 希 望 期 間

添付書類

- 1 個人の場合 住民票抄本
印鑑証明書(申請人及び連帯保証人各々1通)
- 2 法人の場合 法人登記簿謄本
定款又は寄附行為の写し
印鑑証明書(申請人及び連帯保証人各々1通)

委 任 状

住 所
氏 名

私は、上記の者を代理と定め、下記事項を委任します。

記

- 1 市有財産借受申請書の提出に関する事項
- 2 市有財産賃貸借契約の締結に関する事項
- 3 市有財産賃貸借契約の締結に伴う貸付料の納入に関する事項
- 4 上記に付帯する一切の事項

令和 年 月 日

委任者 住所

氏名

⑨

- (注)
- 1 印鑑証明書を添付すること。
 - 2 複数で委任する場合は、連名とすること。